

国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

1 概要

7月15日に国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更され、**現下の感染拡大への対応**について**変更が行われた**。

2 主な変更内容

(1) オミクロン株の発生と感染拡大（新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実）

- ・ BA.5 系統への置き換わり等による新規陽性者数の急速な増加に伴い、重症者数や死亡者数は低水準であるが、療養者数や入院者数は増加傾向となっている。政府は、現下の感染拡大への対応については、新たな行動制限を行うのではなく社会経済活動をできる限り維持しながら、(中略)、保健医療体制の確保に万全を期すとともに、医療への負荷に直結する重症化リスクのある高齢者を守ることに重点を置いて、効果が高いと見込まれる感染対策に、国・地方が連携して機動的・重点的に取り組む。
- ・ 新型コロナウイルスと併存しつつ平時への移行を慎重に進めていく。

(2) オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策（新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針）

- ・ 社会経済活動をできる限り維持しながら、効果が高いと見込まれる対策を機動的・重点的に取り組むことを旨として、次の感染防止策に取り組むものとする。

① 国民への周知等

- ・ お盆や夏休み等の帰省時等に高齢者や基礎疾患のある者と会う際は、事前に陰性の検査結果を確認すること、早期にワクチン3回目接種を受けること等を促す。

② 学校等

- ・ 地域の実情に応じ、小学校等内で感染者が複数確認された場合の関係する教職員や児童生徒等に対する検査の実施、発熱等の症状がある教職員や児童生徒等の出勤、登校等の自粛の徹底や、教職員に対する早期のワクチンの3回目接種等を行う。

③ 高齢者施設

- ・ 地域の実情に応じ、感染者が発生した場合の早期の幅広い検査の実施、帰省した親族との接触等が想定されるお盆後等の節目での利用者への検査、職員に対する早期の3回目のワクチン接種等を行う。